

協定区域	北区星和台5丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2019年1月17日
	面積	71,846.21 m <sup>2</sup> ※面積には隣接地を含む場合があります。		
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2019年1月17日～2029年1月16日(10年)

## 協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地は、協定締結時の区画とし、これを分割してはならない。
- (2) 建築物の敷地の地盤面の標高は、当該敷地の造成工事竣工時における現況地盤面の高さをこえないこと。  
ただし、建築物の基礎工事のための整地、または運営委員会の許可を受けたものなど必要最小限の変更はこれを認める。
- (3) 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第135条の22に該当するものは、この限りでない。
- (4) 建築物は1区画1戸建とし、個人専用住宅とする。ただし、次のいずれかの建築物で運営委員会の許可を得られたものに限り、建築可能とする。  
ア 複数の区画を1つの区画として前記建築物を建築するもの。  
イ 建築基準法施行令第130条の3(兼用住宅)、第130条の4(公益上必要な建築物)にあげるもの。  
ウ 親子などが居住する2世帯住宅で、おおむね1戸建ての外観を有するもの。ただし、玄関の数は2以下とする。
- (5) 前第(4)号アにより1つの区画とされた区画は、協定締結時の区画に戻すことができる。
- (6) 建築物の階数は2以下(地階を除く)とする。
- (7) 営業用の看板等の設置は認めない。ただし、運営委員会の許可を得た場合は除く。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先 委員長

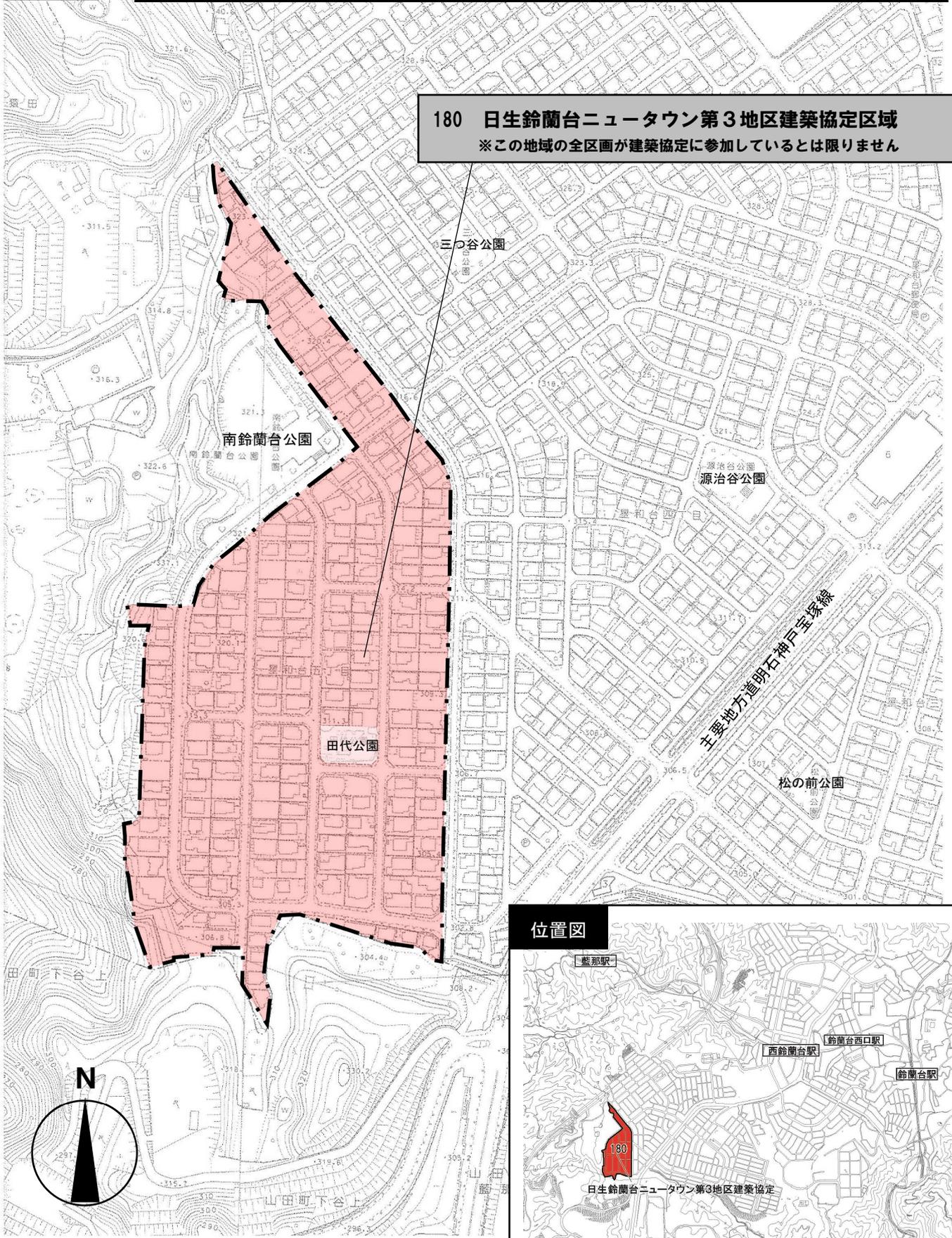
詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせ下さい。

180

# 日生鈴蘭台ニュータウン第3地区

## 180 日生鈴蘭台ニュータウン第3地区建築協定区域

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



### 位置図

